

「判断力批判」の研究(2)

-美の分析について-

黒田敏夫

「判断力批判(Kritik der Urteilkraft)」の中心問題である「美の分析」の解釈を通して、「美的判断力(ästhetische Urteilkraft)」とは一体何か、人間の認識能力全体の中でどのような意味をもつかを明らかにしたい。

「美的判断力」はあるものを美と評定する(beurteilen)のものであり、カントはそれを「趣味判断(Geschmacksurteil)」と呼んでいる。カントは美の分析のためには「趣味判断」の分析が必要だと考える。「趣味とは美しいものを判定する能力である」⁽¹⁾と定義される。一般に「趣味(Geschmack)」とは「味」、「味覚」、「好み」等を意味する言葉であり、「主観性」や「快適さ(angenehm)」と深く結びついている。しかし、カントは単なる主観的な好き嫌いや自分の感官に快適さをもたらす「感官的趣味」ではなく、構想力(Einbildungskraft)を通して、主観とそれの快または不快の感情へと関わらせる判断を考察していく。しかし、それは単に主観的な判断ではなく普遍妥当性をもつものでなければならない。

カントの批判哲学の「批判(kritik)」の意味は「純粹理性批判」においては「純粹理性の評価、すなわち純粹理性の源泉と限界との単なる評価」⁽²⁾のことであった。「判断力批判」においても、それと同様に「美的判断力」の批判的分析に取り組むのである。ここで取り扱うのはその中の「美の分析論」である。

第三批判(判断力批判)は第一批判(純粹理性批判)と第二批判(実践理性批判)の体系的統一を完成させようとするものであるので、「悟性(Verstand)」、「実践理性(praktische Vernunft)」、「判断力(Urteilkraft)」等の認識能力

の内的連関と体系的説明が要求される。カントは「判断力」に二つの種類を認めている。一つは「規定的判断力(bestimmende Urteils kraft)」であり、それは「普遍的なもの(規則、原理、法則)が与えられているなら、特殊なものをそのもとに包摂する判断力」⁽³⁾であり、「理論理性」や「実践理性」もこの働きの中で考えられる。もう一つは「反省的判断力(reflektierende Urteils kraft)」であり、これは「与えられているのが単に特殊者であり、その特殊者に対し判断力が普遍者を求むべき場合」⁽⁴⁾、そのように呼ばれる。快・不快の能力といわれる「判断力」は、合目的性の原理の下に、悟性の立法と理性の立法の統合を思惟する。このように「判断力」とはより高次の体系的統一を目指し理性の、より高次の要求を満たそうとするものである。「判断力」は自然と自由の総合を美において試みようとするのである。

二

「美的判断力」は「反省的判断力」の中の一つであり、あるものが美であるかどうかを判別することは、「趣味判断(Geschmacksurteil)」と呼ばれる。

「趣味判断」の分析は「純粹理性批判」と同じように範疇表の四綱目、すなわち「質」、「量」、「関係」、「様相」においてなされる。

まず第一に「趣味判断」は「質」において「無関心性(Interesselosigkeit)」によって特徴づけられる。つまり、「趣味判断」は対象の存在には無関心で、対象の表象に関わるのである。「判断力」の「無関心性」とは分かりにくい表現である。「趣味判断」は無関心な満足であるといわれる。美は感覚的な感官の満足である「快適(angenehm)」や道徳的意志が求める善の実現による満足とは本質的に異なっている。美は対象の表象にのみ関わり、対象の存在には無関心であるということである。

ところで、「趣味判断」は完全な自由を表すといわれる。カントは三種類の満足感を比較しながら、自由との関係を次のように述べている。まず、感覚的満足である「快適」は「傾向性(Neigung)」に関係する。次に道徳的満足である「善」は「尊敬(Achtung)」に関係するといわれる。道徳的満足とは、道徳法則に対する尊敬の感情であり、義務の感情である。尊敬の感情とは道徳法則が直接、意志を規定した時の感情である。それは道徳法則による作用であるが、同時に道徳法則そのものといえる。「道徳法則が我々自身の

超感性的存在の崇高性を感知せしめ、かつ主観的に、人間の内に彼のより高き使命に対する尊敬を呼び起こす限りにおいて。人間は彼の感性的存在と、これと結合した、その限りにおいて極めてパトログィッシュ(pathologisch)に感觸された性質に依存することを意識する」⁶⁾ ときの感情である。更に道徳法則に尊敬を感じるように道徳法則を実現した人格に対しても尊敬を感じるのである。最後に「趣味判断」における美の満足は「恩恵(Gunst)」に関係する。「恩恵は唯一の自由な満足感である」⁶⁾ といわれる。カントは理性の限界を越えて宗教の領域に踏み込んでいるのだろうか。そうではなく、私たちは「自然が有用なもの以上になお美と魅力をかたくも豊富に分与したということを、自然が私たちのために保っておいた一つの恩恵として考察する」⁷⁾ ことができるのである。美なるものの満足は感覚に束縛されたり、理性に命令されるものではなく、むしろ恵みとして与えられるような純粹に自由な満足である。「純粹理性批判」において、「悟性(Verstand)」は「自発性(Spontaneität)」の能力であるといわれる。感性的直観において与えられる現象に「純粹悟性概念(Kategorie)」が適用されるのである。それは確かに自発的ではあるが、必然的なメカニズムであると考えられる。「原因の絶対的自発性(absolute Spontaneität)」は「先驗的自由(transzendente Freiheit)」と呼ばれる。善にも悪にも向かうことのできる行為の「絶対的自発性」は「先驗的自由」に基づいていると考えられる。それ故「実践的自由(praktische Freiheit)」は「先驗的自由」に基づいているといわれる。「実践的自由」は感性的衝動に強制されることなく、みずから自己を決定する人間の自由意志をいい、それは「選択の自由(Willkür)」を意味する。「先驗的自由」は宇宙論的理念として理論的認識の限界概念であり、消極的な概念である。

「人倫の形而上学の基礎づけ」や「実践理性批判」になると、「自律(Autonomie)」の自由の概念が現れ、自由の積極的意味が展開される。L・W・ベックによれば「実践理性批判」では、実践理性は立法機能たる「意志(Wille)」と、その執行機能である「自由意志(Willkür)」の二つの側面をもつという。⁸⁾ 「自律の自由」とは普遍的な道徳法則を自己自身に課し、自らの「自由意志(Willkür)」によってその道徳法則に従う積極的自由を意味する。カントの自由論はこの「自律の自由」において、最も積極的意味をもつと考えられるが、カントは残された自由の意義を「判断力批判」で考察して

いる。それは対象の存在ではなく、対象の表象に関わる自由で、「人倫的趣味は、対象に囚われずに、満足感の対象と戯れる」⁹⁾ 自由であり、判断力の自由なる調和せる戯れ(Spiel)であり、そこに美なるものの満足感が生じるのである。

三

「量」の面から「美とは、概念を用いず、普遍的な満足感の対象として表象されるものである」¹⁰⁾ と述べられる。「快適」とは「それぞれ独自の趣味(感官の)」¹¹⁾ と考えられ、それは全く主観的であり、判断の普遍性は要求できない。他方、「善は、概念によってのみ普遍的な満足感の対象として表象される」¹²⁾。つまり意志が道徳法則に直接に規定されるとき、「善」が成り立つのである。善なるものについての判断は普遍性が要求されるが、そこには善であるとは何であるかの概念的認識が不可欠である。それに対して「美的判断力」は「反省的判断力」であり「規定的判断力」ではない。それ故、美についての判断は概念的認識ではないことは明らかであり、概念からは快・不快の感情は生じない。よって「趣味判断」が主観的判断であることは否めない。美は「快適」が特殊であるのに対し「普遍性(Allgemein)」を要求する。そこでカントは「美についての趣味判断」は「客観的な普遍性」ではなく「主観的普遍性」が要求されると考える。カントは「趣味判断(美しいものに関する)によっては、ある対象についての満足が概念に基づくことなしにあらゆる人から強要される(というのは概念に基づくならそれは善いものであろうから)ということ。また普遍妥当性へのこの要求は、よってもってわれわれがあるものを美しいと言明する判断に、本質上属しているのであるから、普遍妥当性を同時に考えることなしには、美という言葉の使用は決して何びとの考えにも浮かんでこない」¹³⁾ と述べる。ところで「趣味判断」の「主観的普遍性」が成立する根拠は何か。カントは上に述べているようにそれを無理に強要する“ansinnen”と表現し、「すべての人にあえて要求する(ansinnen)普遍的同意(allgemeine Stimme)は単に一つの理念(Idee)である。(それが何に基づくかはここではまだ探求されない)」¹⁴⁾ と述べる。「主観的普遍性」が成立するその構造は次のように考えられる。「判断力」は「構想力(Einbildungskraft)」と「悟性(Verstand)」の総合的活動であるといわ

れる。すなわち「規定的判断力(bestimmendes Urteilskraft)」は「直観の多様を結合(Zusammensetzung des Mannigfaltigen)」する「構想力」と「概念を統一」する「悟性」を総合するのである。例えば「規定的判断力」は「概念に対応する対象を直観の中に表現(Darstellung)」する。このように「規定的判断力」は概念的であるので「客観的」であり、「普遍妥当性」をもつ。これに対して「反省的判断力」は「主観的」であり、その「普遍妥当性」の根拠が問題になる。「判断力」である限り、「構想力」と「悟性」を結合する働きである筈である。そこで「趣味判断」における「快の感情」と「普遍妥当性」の根拠は次のように説明される。「趣味判断」において所与の表象は「認識一般(Erkenntnis überhaupt)」⁽¹⁵⁾ に関係する。つまり「表象が認識能力(構想力と悟性)の活動を触発すると、この二つの認識能力は相共に自由な遊び(das freie Spiel)を営む」⁽¹⁶⁾ と考えている。「趣味判断」における「美の感情」や「快の感情」は「構想力」と「悟性」の「自由な遊び」、⁽¹⁷⁾ 「調和的活動」、⁽¹⁸⁾ 「交互の調和によって生気づけられた両つの能力(構想力と悟性)の軽快な活動」⁽¹⁸⁾ を感覚する意識として生じるのである。つまり「構想力」と「悟性」の先天的能力の「調和的活動」、「自由な遊び」が成立する作用の感情が「美の感情」である。それは先天的作用であるので「普遍妥当性」が保証されるということになる。カントの主観的観念論には先天的(ア・プリオリ)であれば普遍妥当性をもつという前提が「第一批判」「第二批判」を通じて確かに認められる。この「先天性」の解釈はカント哲学のアキレス腱でもあり、同時にその特質でもある。人間理性において「先天性」を認めることは経験論の哲学と区別されるところであるが、そこに啓蒙期の哲学者としての人間理性に対する絶対的信頼を見ることができるといえる。更に「先天性」ということによって、経験からは決して抽出できない人間理性に本質的に結び付いている重要な事柄を表していると考えられることができる。

さて「自由な遊び(das freie Spiel)」とは一体何を意味するのであろうか。「構想力」や「悟性」の自由な活動と表現されているが、「理論理性」における「自発性(Spontaneität)」や「先験的自由(transzendente Freiheit)」とも「実践理性」における「実践的自由(praktische Freiheit)」とも異なっている。対象の存在の所与における感性的な触発に対して悟性能力が働くときの「自発性」やメカニズムでもない。規則性、法則性とも、又それらを現象に付与する働きとも異なっている。「実践的自由」は「道德法則」の「当

為(Sollen)」に対し「可能(Können)」という能力としての自由であった。更に「自己立法する自由」、「選択の自由」、すなわち「自律(Autonomie)の自由」であった。ところでこれらの自由は何らかの因果性と関わる自由である。自然因果律を付与する自由、「自由の因果律」、「絶対的自発性」としての「先験的自由」、道德法則の作用は「叡智的な因果性即ち自由」⁽¹⁹⁾といわれているように。カント哲学はニュートンの因果律という力学的概念から大きな影響を受けている。「自由な遊び」という概念は、自然因果律に束縛されない概念のようにみえる。ヤスパースは「美の感情」とは「あらゆる認識能力、構想力及び悟性の自由な遊戯なのである」⁽²⁰⁾、「この自由はなおきわめて複雑であるとはいえ、ただちにうしなわれてしまう。非限定性と限定不能性、すなわち共演の無限性がこの自由の本質を形作っている」⁽²¹⁾と述べている。ヤスパースは「自由な遊び」としての自由が「最も完全な自由」であると考える。しかし、カント的自由は思弁的自由概念から出発して実践的自由の「自律の自由」の概念で頂点に達し、「趣味判断」における自由で自由の概念が完全に補完されると考えるべきであろう。

四

「趣味判断」は「関係」の上より「美は合目的性が目的の表象なくして対象において知覚せられる限りにおいての、対象の合目的性の形式である」⁽²²⁾といわれる。この「合目的性(Zweckmässigkeit)」とは「目的なき合目的性(eine Zweckmässigkeit ohne Zweck)」⁽²³⁾である。カントは力学的概念である因果律に絶対的信頼を置き、原因—結果の関係を新たな目的論に置き換えて考えている。例えば「目的とは、ある概念がその対象の原因(その対象の可能性の實在的根拠)とみなされるかぎりでの、その概念の対象のことである。また、ある概念の客観に関するその概念の原因性が合目的性(forma finalis)にほかならない」⁽²⁴⁾とカントは述べている。本来、主観的な意志が目指すところのものが目的であり、それは「関心」を伴うものである。しかし、カントのいう目的は「主観的」ではあるが「関心的」ではない。美は「意志」の対象では勿論ないが、「合目的性」といわれる限り美の表象が可能になるためには何か意志的なものが考えられなければならない。このことはカントの場合「形式」ということにかかわってくる。ア・プリオリな形式

も法則も、理性そのものが生み出したものであると考えることができる。美が「目的なき合目的性」といわれるとき、「目的なき」とは、「一切の関心にかかわりない」ことであり、「主観的」であり、「形式的」であることを意味する。カントは「われわれの観察するものを、その可能性については、必ずしもつねに、理論理性や実践理性の眼によってみなければならないのではなく、対象の根底に実質的な目的をおかなくても、形式の面から、合目的性を、少なくとも観察することができるのであり、反省的判断力によるよりほかはないにしても、諸対象について、この合目的性を認めることができる」⁽²⁵⁾ という。「趣味判断」を成立させるところの根拠は対象の表象における主観的合目的性の形式ということになる。更に美は対象の表象の仕方の合目的性の形式である。純粋な美はこのように形式性に求められる。更にカントは純粋な美を「自由な美 (freie Schönheit)」と呼び、「付随的美 (anhängende Schönheit)」と区別する。「付随的美」とは対象が何であるかという完全性の概念の前提がある美である。例えば人間の美は、何であるべきかの目的の概念や完全性の概念を前提するから「付随的美」ということになる。それに対して、花の美しさは自由な自然美であるといわれる。「多くの鳥(オウム、ハチドリ、ゴクラクチョウなど)や、海の多数の貝類は、自存的な美であって、その目的に関して概念にしたがって規定せられた対象に属するのではなく、かえって自由に、それ自身として満足を与える。ギリシャ風の構図や額縁につけられた、あるいは壁紙に描かれた木葉模様などは、それだけでは何を意味せず、一定の概念に従った客観を何ら表象するものではなく、それでいて自由な美なのである」⁽²⁶⁾ とカントは「自由な美」について述べる。

ところで「理想とは理念(Idee)に適合した一つの個別的な存在体の表象である」⁽²⁷⁾ といわれる。「美の理想」が「目的なき合目的性」の概念とどのように結びつくか、次に考えてみよう。理想の根底には明確な理性の理念がなければならない。その意味では人間のみが「美の理想」たりうる。なぜなら、人間だけが「おのれの現存の目的をおのれ自身のうちにもつものだけが、すなわち、おのれの諸目的をみずから理性によっておのれに規定する」⁽²⁸⁾ からである。つまり、人間のみが客観的合目的性を自己の内にもつ存在である。叡智的存在者としての人間性の人格性のみが、「完全性(Vollkommenheit)」の理想たりうるからである。それ故人間においては「美の理想」は道徳的な

ものとなるのである。カントは「人間の形態ではその理想は道徳的なものの表現を本質とし、この道徳的なものなしではこの対象は、普遍的に、そのうえ積極的に(教則どおりの描出において消極的にのみならず)意にかなうということはないにちがいない」⁽²⁹⁾と述べているように。

第三契機から結論される場所の、美の定義は「美は、合目的性が目的の表象なしである対象で知覚されるかぎりにおいて、その対象の合目的性の形式である」⁽³⁰⁾とされる。「合目的性の形式」とは何か。カントの説明を見よう。古墳から発掘された石器にある孔が、柄を差し込むものであると、古代人の目的を推測するような「合目的性」とは違う。それは何らかの「有用性」や人間の目的が前提されているものではないからである。一切の目的を意識せず、「無心に」そして「純粹に」「合目的性」を見ることである。すなわち美とは「合目的性の形式」を見ることである。それは対象の表象における主観的合目的性という形式である。「自由な美」は概念によらず形式のみに従う美であった。このように美は形式に従うことや「構想力」と「悟性」の働きの調和と関係していることが分かる。言い換えれば、理性自身の働きの調和を自覚するところに美が成り立つといえる。

五

最後に 第四契機「対象についての満足感の様相からみた趣味判断」⁽³¹⁾について考えてみよう。「純粹理性批判」において様相の範疇は可能性—不可能性、現実性—非存性、必然性—偶然性と分類されている。それぞれの表象が認識として満足感と結合していることは可能(möglich)であり、感官における快適(angenehm)においては満足感は現実に(wirklich)結合している。しかし、美は満足感と必然的に(notwendig)結び付いている、とカントは考える。美は満足感に対してある特別な必然性を持っている。それは理論的必然性や実践的必然性とは異なった「範例的(exemplarisch)必然性」であると、カントは考える。美は対象の構成に関わるものではなく、対象の表象に関わるが故に「範例的必然性」が唱えられる。「範例的必然性」とは「人が指示するすることのできないある普遍的規則の実例(Beispiel)とみなされるある判断に万人が同意するという必然性にほかならない」⁽³²⁾といわれる。それは「あるものを美しいと言明する人は、あらゆる人々が当面の対象に賛意をあ

たえ、その対象を彼と同様、美しいと言明すべきであると欲する」⁽³³⁾ 必然性である。趣味判断は対象の構成ではなく、対象の表象に関わるが故に客観的原理に基づかず主観的原理に基づく。「主観的原理は、概念によってではなく、感情によってのみ、だがしかし普遍妥当的に、何が意にかなうのか、ないしは意にかなわないのかを規定する。」⁽³⁴⁾ カントはこの主観的原理を共通感官 (Gemeinsinn) と呼んでいる。共通感官は外的感官でもなく、我々の器官としての内的感官でもないといえる。又、「常識」も Gemein-sinn (sensus communis) と呼ばれ、曖昧な概念ではあるが、概念に従った判断であり、「共通感官」とは本質的に区別される。そして「共通感官という前提のもとでのみ、趣味判断はくだされう。」⁽³⁵⁾ 認識と判断は普遍的に伝達されなければならない、更に「諸認識力と認識一般との調和的気分も、しかも、ある表象を認識するために、その表象(それによって対象が与えられる)にとってふさわしいような釣り合いさえも、普遍的に伝達されなければならない」⁽³⁶⁾ とカントは考える。そして調和的気分の感情の伝達可能性は「共通感官」をその根拠として前提すると考えられている。「共通感官」は人間の器官ではなく「共通感官という理念」⁽³⁷⁾ であるともいわれる。又、「共通感官は一種の単なる観念的規範 (eine bloße idealische Norm) であり、それを前提することによってわれわれは、この規範に一致する判断を、またある対象についてのこの判断によって言い表された満足感を誰に対しても当然規則たらしめることができるのである……あたかもある客観的原理に對してのように普遍的な同意を要求 (fordern) できると考えるからなのである」⁽³⁸⁾。つまり、「趣味判断において思考される普遍的同意の必然性は、「共通感官」という前提のもとで客観的なものとして表象されるある主観的必然性である」⁽³⁹⁾。このように第四契機から結論されるところの「美とは、概念を欠いて、必然的な満足感の対象として認識されるもの」⁽⁴⁰⁾ なのである。

美的分析における自由論は、完全な意味の自由がここで展開されると考えるべきではなく、第一批判や第二批判で扱うことのできなかつた自由の働きを補完的に述べていると考えるべきであろう。又、カントが批判期前の目的論に戻ったという議論があるが、そうではなく、ここではカント独自の狭義の目的論が展開されていると考えるべきである。「美的判断力」においては、対象の構成ではなく、対象の表象が問題になり、客観的原理としての目的論が展開されているのではなく、主観的原理としての目的論が展開される。こ

の目的論は純粋な意味での目的論ではなく、まだニュートンの力学的概念である因果律の影響の範囲内にあるように思える。「合目的性」という概念も、カント独自の、「単に表象の形成に於ける主観の意識活動調和的自足的なる統一に成立し、対象の实在性に関わりなく、所謂遊戯の対象界としての仮象に関する」⁽⁴⁾ という意味をもつ。「美の理想」の議論をみても分かるように「趣味」とは究極的には道徳的理念が現わになることであり、人間においては美の本質は善的なものであることが分かる。

(次号に続く)

註

- (1) Kritik der Urteilskraft B 16 (以下 K.d.U.と略す。)
- (2) Kritik der reinen Vernunft B 25 (以下 K.d.r.V.と略す。)
- (3) K.d.U.einleitung XXVI
- (4) Ibid.
- (5) Kritik der praktischen Vernunft S.97
- (6) K.d.U. B 15
- (7) Ibid. B 303
- (8) L.W.ベック 「カント『実践理性批判』の注解」(藤田昇吾訳、新地書房) 219頁
- (9) K.d.U. B 16
- (10) Ibid. B 17
- (11) Ibid. B 19
- (12) Ibid. B 21
- (13) Ibid. B 21-22
- (14) Ibid. B 26
- (15) Ibid. B 286
- (16) Ibid. B 28
- (17) Ibid. B 31
- (18) Ibid. B 31
- (19) K.d.p.V. B 81
- (20) ヤスパース「カント」(重田英世訳、理想社、1975年) 204頁
- (21) 同書 205頁
- (22) K.d.U. B 61
- (23) Ibid. B 44
- (24) Ibid. B 32

- (25) Ibid. B 33-34
- (26) Ibid. B 49
- (27) Ibid. B 54
- (28) Ibid. B 55
- (29) Ibid. B 59-60
- (30) Ibid. B 61
- (31) Ibid. B 62
- (33) Ibid. B 63
- (34) Ibid. B 64
- (35) Ibid. B 65
- (36) Ibid. B 65
- (37) Ibid. B 68
- (38) Ibid. B 67
- (39) Ibid. B 66
- (40) Ibid. B 68
- (41) 田辺元「カントの目的論」(岩波書店、大正十三年十月) 23頁